

議長 下 村 佳 弘 様



平成 30 年 9 月 13 日

議会改革検討委員会

委員長 砂 田 典 男



諮詢事項に対する提言及び報告（第 3 次）

平成 29 年 6 月 26 日付けで諮詢された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、諮詢事項の「交渉会派の人数要件の見直し」については、検討を行ったものの、結論の一一致を見るに至りませんでしたので、報告します。

諮詢事項 ICTの活用について

昨年制定された鳥取市議会基本条例において、本市議会は「市民に開かれた議会」「市民に信頼される議会」「市民に親しまれる議会」「責務を果たす議会」という姿を目指すための活動原則を示しました。

この活動原則に照らし合わせ、本市議会は次の4項目について力を入れていく必要があります。

- 1 論点・争点の明確化など議案審議の充実及びそのための審議過程の見直し
- 2 政策の立案及び提言を行う機能の強化
- 3 審議の内容や過程に関する市民にわかりやすい広報
- 4 市民参加の促進

市議会としては、これらの課題に対してICT技術を活用し、本会議の会議録検索システムの導入、インターネット放送、市議会だよりのスマートフォン対応、QRコードによる質問者の動画視聴等に取り組んできたところです。さらに、建設中の新本庁舎の議場には、電子採決システムや大型モニターへの質問関連資料の表示などのICT技術が活用される予定となっています。

本検討委員会は、ICT技術のうち、タブレット端末の議会活用について検討を行いました。

タブレット端末の利点として、次のことが考えられます。

- 1 議案審議に関する委員会資料等の議会・執行部との共有
- 2 過去の議案等資料の蓄積及びその検索性の向上
- 3 ペーパーレス化による効果
 - ・データの蓄積及び通信技術により必要な時に資料を確認
 - ・資料作成・配付に関する事務の効率化と資料差し替えが生じた場合の迅速化
 - ・印刷費の低減、紙資源の節約
- 4 インターネットの利用による議員の調査能力の向上

これらタブレット端末の利点を活かすことで、議案審議の充実につながります。また、議員が市民に議会活動を説明する際、膨大な資料を即時に検索・閲覧できることで正確な説明ができ、市民の市政に対する理解と関心を高めることに寄与します。

しかしながら、導入に当たってはいくつかの課題もあります。例えば、タブレット端末活用の習熟に個人差がある、議会の審議にどこまで寄与するのか、完全なペーパーレスは難しいのではないか、市役所内ネットワークとのリンクの方法等あります。

本検討委員会は、利点や課題を踏まえたうえで、タブレット端末の活用は有効であるとの結論に至りました。

したがって、改選後の議会において、タブレット端末の導入を前提に議会運営の見直しや採用するシステムなど具体的な調査研究を進めていただくことを提言します。

諮詢事項　通年議会の取り組みについて

通年議会の導入については、重要な研究課題として、その必要性や効果等を時間をかけて検討する必要があります。よって本委員会は、今後検討すべき主な課題を提起するにとどめ、改選後の議会において引き続き検討されることを提言します。

主な検討課題としては、

- 1 本市議会における現行の運営方式から通年議会に変更することの必要性
- 2 災害時などの緊急事態における通年議会の優位性
- 3 導入した場合の議員活動の制約の有無
- 4 導入した場合の執行部への影響等の調査

以上の4項目です。

なお、通年議会に関する委員から、「市民の求める議員、委員会の政策提言の実現のための議会事務局の充実」及び「費用弁償のあり方」の検討が必要という意見、さらに、「通年議会の導入の検討は議会運営委員会ですべき」との意見があったことを申し添えます。